

緊急経済対策の実施及び地域経済の活性化に関する重点提言

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の実施及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国民・住民の生活、地域経済や雇用情勢に深刻な影響をもたらしている厳しい経済雇用状況に対して、新成長戦略の具現化など、補正予算及び関連法案の早期成立を図るとともに、引き続き切れ目なく通常予算の編成を通じ効果的で迅速な対策を実施すること。

特に、都市自治体が地域の実情に応じて機動的かつ積極的にきめ細やかな経済対策が行えるよう、自由度の高い交付金の拡充などの措置を講じること。

2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、平成 22 年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、さらなる拡充を図るべく、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

3. 地域経済を活性化するため、半島振興法などに基づく減収補てん措置の延長など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境のさらなる改善や関係機関の機能強化を図ること。

4. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、国際会議の開催促進、スポーツ観光の推進、案内板等の外国語表記の充実など、観光振興策に対する財政支援措置を講じること。

5. 電源立地地域対策等の充実強化

(1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間の恒久化と交付限度額の拡充を図ること。

(2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。